

教職員のための学生理解と修学支援ガイドブック

# 「遠隔講義と修学支援」

～新型コロナウイルス感染症による影響と多様な学び～

鹿児島大学修学支援室  
(障害学生支援センター)

## はじめに

障害学生支援センター長 前田雅人

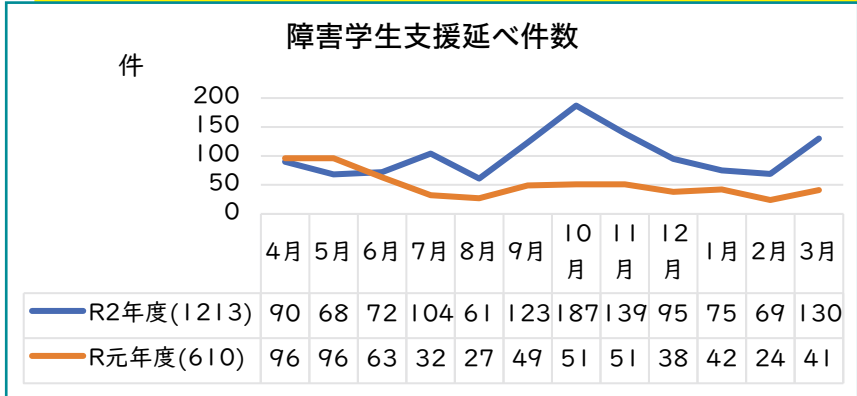
令和4年となり新型コロナウイルス感染症がやっと収束に向かうと期待していたら、それまでのデルタ株からオミクロン株の流行に代わり、日本では第6波ともいわれる急激な感染拡大の様相となってきています。この困難な時期であっても、大学としては教育・研究の歩みを止めるわけにはいきません。感染防御対策として、ワクチン接種はもとより、不織布マスクの着用、手洗い、うがいの実践、アルコール消毒の徹底、換気、ソーシャルディスタンスの維持などに取り組み、講義に関してはZoomによる遠隔講義の導入という新しい教育システムを実践しております。多くの学生は対面講義から遠隔講義への変更に問題なく対応できているようですが、障害を抱えた学生にとっては対応が難しいケースがあり、次第に講義に参加できなくなってしまうことがあります。なぜつまづいてしまうのか、本ガイドブックでは、遠隔講義の問題点について事例を挙げて解説しております。ぜひ参考にしてください。

さて日本学生支援機構の発表によりますと、令和2年5月1日時点における大学等における障害学生数は約35,000人（全学生数約1%）と言われております。鹿児島大学の当センターを利用されている障害を抱えた学生は100人前後です。1万人を超える全学生数のやはり1%前後の割合と言えます。全学生に対して修学環境を整え、学ぶ場を平等に与えることは大学の義務であり、理念でもあると考えます。ぜひ皆様のご理解とご協力をお願いしたいと思っております。何かございましたら、いつでも障害学生支援センター（修学支援室）にご連絡ください。

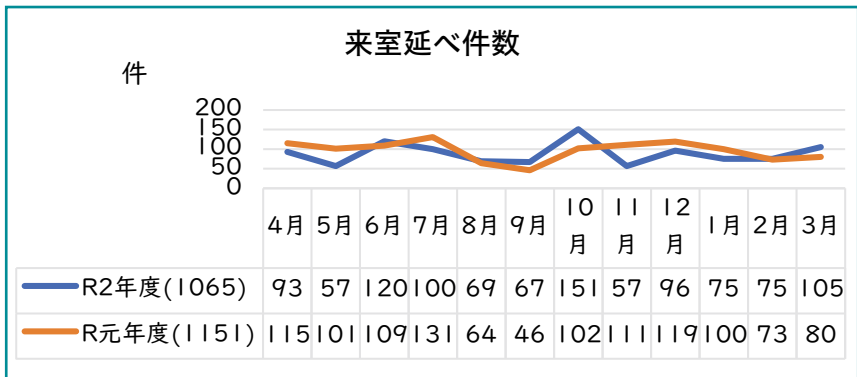
## 新型コロナウイルス感染症拡大によって大学はどんな影響を受けたか？

- ▶ 大学が生活の一部にあるすべての人に影響があった。
- ▶ 見通せない（いつ終わるかわからないストレスは人の不安を増大させる）中での生活が続いた。
- ▶ これまで大学として培ってきた教育の方法が使えない事態に遭遇した。
- ▶ 国の方針、県の方針、市の方針、大学の方針が状況に応じて変化する中でその都度対応することが求められた。
- ▶ 教員は講義や実習の提供方法、教育目標の達成までのプロセスを大幅に変更することを求められ、学生はその新しい方法に沿うことを求められた。
- ▶ 初めて遭遇することであるため、普段あるマクロ的な視点がこぼれ目の前の対応に追われた。
- ▶ 遠隔講義等でえられたノウハウは、学びの多様性といった観点からは非常に有用であり、今後以前の体制に戻ったとしても、積極的に活用すべきものであるといえる。

修学支援室の相談件数、支援件数の変化からみる新型コロナウイルス感染症の影響



\*オンライン講義・オンデマンド講義・対面講義のそれぞれに対応する支援が必要となり全体としても令和元年度に比べ2倍の支援件数に増加しました。



\*令和2年度は緊急事態宣言や大学への入構が制限される期間も多くありましたが、可能な時には支援室に来室して学習する等、なるべく修学状況を保とうと努力する学生も多くいました。居場所の必要性がより切実でした。

今回のガイドブックでは事例を掲載することで、より具体的な学生の困りを示します。事例は個人が特定されないように変更し、複数の事例から共通の困りごとをまとめる等の加工をしています。

## 障害によらないつまずき

### 事例1 教員からの相談

#### 「メールや電話に反応がなく困っている」

新型コロナ感染拡大防止の為に遠隔講義になり外出もままならない状況となった。大学やバイトに関する多くの情報がメールで提供された。メールの見落としから教員への返信が遅れ、返信の遅れを気にしているうちにメール開封や返信の優先順位が分からなくなった。次第にすべてのメールへの対応がおっくうになりメールを開くこともできなくなった。

### 事例2 保護者からの相談

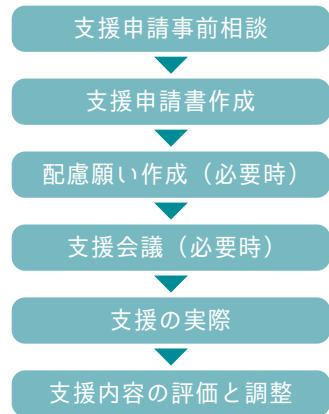
#### 「スタートから遠隔講義に1つも出席していないことが分かり困っている」

遠隔での講義を受講するつもりでいたが、学内や自宅のWi-Fiにスムーズに接続することができなかった。誰に尋ねるかの判断ができず、欠席が重なった。次第に対面の講義へ出席することも外出することもできなくなった。

- ▶ 障害や発達特性の前に、変化に対応できずに不適応となり修学意欲が減じる学生が多くみられた。
- ▶ 初期のつまずき（PCを持たず携帯で受講している、メールやmanabaの使い方にとまどう、Wi-Fi環境が整わない・どうやって整えてよいかわからない、誰に聞いたらよいかわからない）への対応や相談窓口の明確化が必要。
- ▶ 欠席が続いている学生の安否や健康状態の確認をどのように行うか？（通常は保護者。保護者へ連絡をする体制があるか？）

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（通称：障害者差別解消法）が平成 28 年 4 月 1 日施行されました。障害者差別解消法では、障害のある人にたいして正当な理由なく、障害を理由とした不当な差別的取扱いをすることを禁止しています。さらに、障害のある人の権利利益を侵害することのないように合理的な配慮を提供する義務があります。

鹿児島大学における合理的配慮とは、障がいのある人が教育を受ける権利を行使できるように、大学が必要かつ適切な変更・調整を行なうことです。個別性が高いため、個別の事案ごとに具体的場面や状況に応じた検討を行います。障がいのために通常の方法では修学が難しい事柄が、学部・学科等で求められる教育の中核として位置づけられる「目的」ではなく、修学のための「手段」の問題である場合、支援を必要とする学生や関係者と障害学生支援センターとが建設的対話を通して配慮内容を決定しています。



- ・ 障害のある学生が受講しているが、どんな支援方法があるかわからない
- ・ 支援申請書が届いたが、自分の講義スタイルに合わないので支援内容を検討したい
- ・ 窓口業務時に様子が心配な学生や、対応が難しい学生がいる…etc

修学支援室では教職員の方々からのご相談にも応じております。学生へのより良い対応や支援について一緒に考えさせていただきます。各学部の障害学生支援委員への相談も可能です。

## 聴覚障害

### 事例3

遠隔講義の教員がマスクをしているため、聞き取りにくく、口の形が見えないので理解が進まない。

学生の中には聴力を補うために口の形や表情を読み取って内容を理解している学生がいます。遠隔での音声は対面での音声に比べて聞き取り辛いことが多いです。携帯やノート PC 等の画面では話者の口の形まで見えないといった状況があります。

- ▶ 聞こえない・理解できない
- ▶ グループでは、誰の話か分からない
- ▶ ノートが取れない

### ● 聞きの困難によって学習内容の理解度が下がる

- 聴覚障害者は口の形・表情から言葉を読み取って理解しているため、マスクで口や表情が見えない、音がひずむ等により理解することの困難が強くなる場合があります。
- 画面上では資料が共有されることが多いため、話者が誰であるか分かりにくい（教員の発言なのか、受講している学生の発言なのか）がわからない）場合があります。

● 聞くこととノートやメモをとることを両立できない

→ 口頭での説明や補足、指示等を聞くことに集中しすぎてメモが取れないことがあります。

● オンデマンド講義では聞き漏らしを何度も繰り返し確認できるので学習効果が高い

→ オンデマンド講義のポジティブな側面です。

合理的配慮の提供例

学生アルバイトによる講義内容のノートテイクを遠隔で実施・事前の資料配布・グループセッションでは話者が名乗ってから話し出す（話者の画面が大きくなる機能を活用する）

**学びの多様性としてのポイント**

遠隔講義のスライドに字幕を挿入する。課題内容や期限は口頭だけでなくメールやmanabaといった再確認できるものに記す。





## 肢体不自由・内部疾患

### 事例 4

自分の体調に合わせて好きな姿勢で受講できる。

学生の中には、同じ姿勢を長時間保つことが難しい学生がいます。講義中に座ったり、立ったり、歩いたり  
と姿勢を変える必要があるのに、「目立ってしまう」という理由で我慢して症状が悪化してしまう学生も少なくありません。自分の体調や痛みの程度に合わせて姿勢を変えながら（オンデマンドでは休憩を挟みながら）学習ができることで学習意欲が高まった学生もいました。

### 事例 5

基礎疾患のため感染したら重症化するリスクが高いため、対面講義が再開されたが、講義室で講義を受けることが不安でたまらない。

基礎疾患のある学生の中には、新型コロナウイルスに感染したら重症化するリスクの非常に高い学生や、基礎疾患等を理由にワクチンを接種することが難しい学生がいます。感染から身を守る生活をするため、ほとんど外出しない生活している学生や保護者がもつ不安に対応する必要があります。

- ▶ 物理的バリアからの解放
- ▶ 基礎疾患による感染リスクと不安
- ▶ 身体介助の難しさ

### ● 移動が不必要となったメリットは大きかった

- 肢体不自由学生の社会的障壁は物理的バリアによるものが大きく、遠隔講義等で移動が不必要になったことはメリットが大きかったようです。
- 内部疾患の学生も体調に応じて体位を変更しながら受講でき、身体への負担が減少したケースもありました。

### ● 感染リスクから外出や他者とのかかわりに対する不安が昂じた

- 基礎疾患により感染すると重症化のリスクが高く、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が解除されても感染に対する不安が高まったままの学生がいることにも配慮が必要です。

### ● 身体介助に制限を受けた学生

- 身体介助（移動等）の支援は感染拡大防止対策の観点から制約を受け、学生アルバイトによる移動支援や介助が中止となり、意志はあっても登校や修学がむずかしい学生もいました。

#### 合理的配慮の提供例

遠隔講義の受講状況や体調等について定期的にメールや電話による確認を実施

#### 学びの多様性としてのポイント

受講方法の多様化や選択肢の増加

## 発達障害

### 事例6

レスポンの番号が口頭のみで伝えられる。

全部の講義に出席しているが、一度も respon（遠隔での出席確認システム）での出席確認に対応できないと訴えた学生がいました。respon はオンライン講義のどこかで教員により口頭のみで伝えられていました。障害特性から聞いた特徴を記憶することが難しい（特に数字の並びなど意味をもたない聴覚情報は記憶されにくい）ため、メモをしようとするが間に合わない事があります。

### 事例7

講義室でない場所で授業をうけると授業の内容が頭に入らなくて困っている。

### 事例8

それぞれの講義での出席や提出、質問の方法が多様で混乱する。

障害特性により情報を整理することが難しい学生がいます。respon、manaba でのレポート提出、メールでのレポート提出、手書きレポートを写真でとって添付するレポート提出等それぞれの提出期限を管理することができず、途中で全部やめてしまった学生もいました。

- ▶ 「雑音が多くて苦痛」
- ▶ 「情報を整理できない」
- ▶ 双方向性がなく内容が頭に入らない
- ▶ 講義室と異なる環境では集中することが難しい
- ▶ 変更に対応することの困難（遠隔と対面のハイブリッド）

### ● 時間の管理を含めたマルチタスクが難しい

#### ● 提出期限を守れない

- 講義ごとに異なるオンデマンドの視聴期間、respon の提出期限、レポートの提出期限を管理することに混乱し疲弊してしまう。不注意による管理ミスや情報整理の難しさによる混乱がみられました。
- 大学の対応も状況によって変わるためアナウンスが五月雨式となって、情報の優先順位がつけられない学生の中には PC やメールを見ることもできない学生がみられました。

#### 合理的配慮の提供例

遠隔講義を受講できる部屋を設ける（職員常駐）・センターにて期限を把握し、リマインドを学生に発信する・情報が得られなかった場合の相談先の提示

#### 学びの多様性としてのポイント

課題内容や期限は口頭だけでなくメールや manaba といった再確認できるものに記す。変更に関する確認や情報提供の多様な手段によって情報へのアクセシビリティを確保することが必要。

## 精神障害

### 事例9

遠隔（オンライン講義）に参加できない。

『オンラインで質問されるとパニックになって何も応じられなくなってしまう。』『ブレイクアウトルームでグループワークになると不安で衝動的に遠隔講義から退席してしまう。』『ビデオで自分の顔がみんなに見られている感じがして怖い。』など色々な種類の困難例が多くみられました。

### 事例10

うつ病によりこれまでは午前中の講義に参加できなかったが、オンデマンドになって体調の良い時間に講義を受けることができるようになり、講義が面白くなった。大学に来てよかったと思えた。

精神障害のある学生の中には、症状の1つとして日内変動（気分が1日の中で大きく変化すること）のある学生がいます。講義時間によって単位取得の難しかった学生が、講義形態の変化によりスムーズに単位を取得した事例もみられました。



- ▶ 個別性が高く、反応は様々
- ▶ 外出制限により孤立感や不安感が強くなるタイプ
- ▶ 対人関係が苦手で、他者と接触の機会が減ることで安心したタイプ
- ▶ 遠隔講義でビデオをオンにする恐怖や発言への恐怖が高まったタイプ

従来から多様な症状のある疾患のため、合理的配慮を考える前提となる社会的障壁の変化でさらに複雑となった。

### ● 孤立感や不安感が強くなった

→ 社会活動が制限され、安心感を得る学生がいる一方で、誰にも関わらない事で孤立感をつのらせたり、不安をつのらせたりする学生もいました。

### ● 視覚情報の提供による情報保障、評価方法の変化（レポート等）による対応のしやすさ

### ● 体調に応じた受講タイミングの取りやすさ

#### 合理的配慮の提供例

情報アクセスが難しい（期限がある）場合の代替手段の確保・センターにて期限やスケジュールを把握し、リマインドを学生に発信する。

### 学びの多様性としてのポイント

評価手段の多様化、受講形態（参加方法）の多様化、情報提供の多様化

## 視覚障害

### 事例11

オンデマンド講義では、必要な場所で停止し、繰り返す、拡大する等の自分の見えやすい方法で学習することができた。

視覚障害のある学生の中にはオンデマンド講義との相性がよく学習効率があがった学生もいました。対面講義では見え方に対する合理的配慮を提供できていない（学生自身の遠慮から申し出ていない場合も含めて）事を示してもいます。

### 事例12

多くの講義が視覚情報を伴うものとなり、モニター画面を見ている時間が倍増することで、視機能を酷使している状況となり、頭痛や疲労により体調を崩した。

視覚障害のある学生が、視覚刺激に集中することでうける疲労は視覚障害がない人の疲労に比べて非常に強いといわれています。講義で多くの時間、モニターを見ながら過ごすことで眼精疲労を訴える学生がいました（眼精疲労は一般の学生へのアンケートでも高いことが示されています）。

- ▶ 授業資料へのアクセス
- ▶ 読み上げソフトと大学LMS（学習管理システム）との仕様や相性
- ▶ 目の負担の増大

### ● 授業資料へのアクセスは良くなった

→これまで紙資料や板書の見えなさに対して個別対応を必要としていたが、電子データによる資料提供により配慮申請が不要となりました。必要に応じて映像を停止して確認できることは学習に有効でした。

### ● 視覚負担が増加し疲労を感じやすくなった

→長時間にわたってモニターを見る必要があり、目の負担の増大から疲れが強くなった学生が多くいました。

#### 合理的配慮の提供例

紙媒体の資料を電子データ化（担当教員への説明および承諾後）

#### 学びの多様性としてのポイント

授業資料の提供の多様な形（紙・電子媒体・音声等）





#### 引用・参考文献

1. 新型コロナウイルス感染症予防対策に係る大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生への取組事例について  
(日本学生支援機構 2020.3)
2. 教職員のための学生理解と修学支援ガイドブック  
(鹿児島大学障害学生支援センター)

2022年3月発行

発行元：鹿児島大学修学支援室（障害学生支援センター）

〒890-0065 鹿児島市郡元1丁目21-30

learning-support@gm.kagoshima-u.ac.jp

staff：前田雅人 今村智佳子 堀ノ内貴子 永仮久美子

